

平成24年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成24年3月9日（第1号）

伊 根 町 議 会

平成24年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成24年 3月 9日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成24年 3月 9日 9時28分			議長	宮下 愿吾	
	散会	平成24年 3月 9日 15時59分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	白須 剛	○	
	総務課長	今岡 敬雄	○	教育次長	梅崎 良	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	会計管理者	前野 義明	○	
地域整備課長	泉 良悟	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 査	横川 純	○	
				主 事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	3番	濱野 茂樹		8番	泉 敏夫		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成24年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成24年3月9日(金)

午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認について(平成23年度伊根町一般会計第6回補正予算)
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認について(平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算)
- 日程第 6 議案第 3号 平成24年度伊根町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 4号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第 7号 平成24年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第 8号 平成24年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第 9号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成24年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算

- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度伊根町国民健康保険特別会計第 4 回補正予算
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度伊根町下水道事業特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度伊根町介護保険特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 伊根町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 伊根町町税条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 伊根町鳥獣被害対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 伊根町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更につ

いて

- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 1 発議第 1 号 伊根町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 3 2 発議第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
（総務委員会審査報告）
- 日程第 3 3 発議第 4 号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定について
（総務委員会審査報告）

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 23 年度伊根町一般会計第 6 回補正予算）
- 日程第 5 議案第 2 号 専決処分の承認について（平成 23 年度伊根町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算）
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 24 年度伊根町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 24 年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 24 年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 24 年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 24 年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 24 年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 24 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 24 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 23 年度伊根町一般会計第 7 回補正予算
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 23 年度伊根町国民健康保険特別会計第 4 回補正予算
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 23 年度伊根町下水道事業特別会計第 2 回

補正予算

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 3 年度伊根町介護保険特別会計第 2 回補正予算 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 6 号 | 伊根町職員の再任用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 7 号 | 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 8 号 | 伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 9 号 | 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 0 号 | 伊根町町税条例の一部改正について |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 1 号 | 伊根町鳥獣被害対策事業分担金徴収条例の一部改正について |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 2 号 | 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 3 号 | 伊根町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 4 号 | 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 5 号 | 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 6 号 | 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 7 号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について |

- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 1 発議第 1 号 伊根町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 3 2 発議第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
（総務委員会審査報告）
- 日程第 3 3 発議第 4 号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定について
（総務委員会審査報告）

会 議 の 経 過

平成24年3月9日(金)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) おはようございます。

平成24年第1回の定例会が招集になりました。ご苦労さんでございます。

本定例会における議案につきましては、既にご配付いただいておりますので、お目通しをいただいておりますとは思いますが、平成24年度の予算を中心とする議案でございます。平成24年度予算につきましては、この伊根町のまちづくりや住民の暮らしを守るためのいろんな予算が計上されております。議員各位の活発な議論をお願い申し上げまして、早速ですが、これより会議に入らせていただきます。

それでは、最初に、町長より招集のあいさつを求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

二十四節気の啓蟄も過ぎまして、いよいよ春めいた天候となってまいりました。柳の新芽が芽吹き、そしてフキノトウの花が咲くころとなったわけであります。

平成24年伊根町議会第1回の定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、3期12年間代表監査委員をお務めいただきました石倉靖司さんの退任に伴い、1月14日から坂中宗一郎さんに代表監査委員にご就任をいただいております。坂中代表監査委員、どうぞよろしく願いを申し上げます。

あの忌まわしい東日本大震災から早いもので1年を経過しようとしております。被災地に巨大なつめ跡を残し、はかり知れない多くのとうとい人命を奪った地震と津波、多くの住民から大切なふるさとを奪った原子力発電所の事故により、私たちは自然の脅威、そして科学技術に対する過信が招いた災禍の大きさに気づいたわけであります。そして、その衝撃は今なお重くのしかかっております。

かつての我が国の社会には、当たり前のように人と人のきずな、支え合いがあふれておりました。しかし、高度成長の豊かさ、またバブル経済の中、そうした確かな関係はいつしか希薄になってまいりました。そんな中、今回の大震災を契機に、人と人のつながり、支え合いこそが人が生きていく上での強いよりどころとなる、かけがえのないものであるということを改めて認識いたしました。この支え合いや信頼感が、混迷する現代社会にあっても一筋の光明となると私は確信をしております。

かの日、宮城県南三陸町において防災無線で町民に避難を呼びかけ続け、津波の犠牲になった町職員、遠藤未希さんが、埼玉県 of 公立小・中・高約1,250校で4月から使用されます道徳の教材に登場されます。遠藤さんが上司の男性と必死で呼び続ける様子が描かれ、それを聞いていた町民の皆さんの声を紹介しております。埼玉県では、遠藤さんの使命感や責任感はすばらしく、思いやりや社会へ貢献する心を伝えたいとしております。我々もそうした使命感、責任感のもとより、思いやりや社会へ貢献する心をしっかりと持った伊根町の公僕を目指してまいりたく思います。

今回、本町でもエリアメールの運用を本日より開始いたします。これにつきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク3社の携帯電話について、緊急地震速報や災害避難情報等が配信されるもので、エリア内の対応端末で一方通行ではありますが配信を行うものであります。事前の登録作業等も不要で、多数の携帯電話に対して即時配信が可能となります。万一のときに迅速で的確な情報伝達に役立つものと考えております。

本年の町の成人式につきましては、18日にこのほっと館で行います。新成人23名中20名の出席で開催する予定でございます。

地方自治体を取り巻く環境は、長期的な経済の停滞に加え、欧州に端を発する金融通貨危機、急激な円高、タイの洪水被害など、経済動向に多くの不安要素を抱えている状況にあり、このたびの大震災に伴い、さらに厳しさを増しております。これからは自治体経営の政策資源である資金や職員数が限られる中で、その資源をより重要な政策に投入していくこと、また政策の効果を高めていくこと、いわば質の行政改革に重点を移していきます。生き生きと輝くことができる伊根町を町民の皆様、議員各位、そして職員と力を合わせつくっていく、その決意を新たにいたしております。

本定例会に提案申し上げます議案については、当初予算では一般会計、他特別会計などで8件、補正予算では一般会計、他特別会計予算、専決処分などで7件、条例の一部改正などで10件、その他で3件、計28議案でございます。何とぞ慎重審議の上、全議案についてご承認いただきますようお願い申し上げます、本定例会招集のごあいさつといたします。

○議長（宮下愿吾君） 次に、平成24年1月14日に代表監査委員に就任されました坂中代表監査委員から一言ごあいさつをお願いいたします。坂中宗一郎君。

○代表監査委員（坂中宗一郎君） このたび監査委員に就任することになりました。大変責任を感じておるところでございます。今後につきまして、公正でかつ誠実な行政（聞き取り不能）。皆様のご協力を何とぞよろしくお願いをいたします。

非常に簡単ですが、就任のごあいさつとさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成24年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下愿吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

3番、濱野茂樹君

8番、泉敏夫君を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（宮下愿吾君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

休憩します。

休憩 9時37分

再開 9時39分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

会期決定の件についてお諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの14日間に決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局より報告事項を申し上げます。横川主査。

○議会事務局主査（横川 純君） それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに、平成23年第4回定例会以降におけます諸会議等への出席状況は、お手元に配付の公務報告のとおりでございます。

また、12月以降の議員派遣、本年1月、2月、3月に開催されました研修会等への議員派遣結果につきましては、お手元に配付の議員派遣並びに議員派遣結果報告のとおりでございます。

次に、伊根町監査委員から、本年11月分から1月分の例月出納検査結果報告書の送付がござい

ました。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧いただきますようお願いいたします。

最後に、平成23年12月定例会以降におけます請願書、陳情書及び要望書の提出はありませんでしたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 次に、予備費充用について報告事項を申し上げさせます。芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 予備費の充用について説明をさせていただきます。

平成23年度予備費充用一覧表をごらんください。

介護保険特別会計保険事業勘定、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、過年度分に係る保険料返戻金において、税の修正申告により過年度分の返戻金が生じました。予算が不足していること、また補正予算に間に合わなかったため、不足額1万9,000円を予備費から充用したので報告をいたします。

◎ 日程第4 議案第1号

～

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（平成23年度伊根町一般会計第6回補正予算）並びに日程第5、議案第2号 専決処分の承認について（平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算）の2議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第1号及び議案第2号について、一括で提案をさせていただきます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度伊根町一般会計第6回補正予算）でございます。45万9,000円を増額し、26億1,288万3,000円とするものでございます。

今回の専決補正予算については、2月1日付の人事異動によるものでございます。

歳入では、10款地方交付税45万9,000円を増額しております。

歳出では、4款衛生費13万7,000円の減額、6款農林水産業費59万6,000円を増額は、新規採用職員の人件費を計上しております。

次に、議案第2号 専決処分の承認について（平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算）でございます。

15ページをごらんください。

伊根診療所勘定で歳入歳出予算の総額に50万1,000円を増額し、1億2,210万9,000円とするものでございます。

本庄診療所勘定で歳入歳出予算の総額に60万2,000円を減額し、1億580万7,000円とするものでございます。

2勘定とも2月1日付の人事異動によるものでございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜いますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑ないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度伊根町一般会計第6回補正予算）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件

は承認することに決定をいたしました。

次に、議案第2号 専決処分承認について（平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎ 日程第 6 議案第 3号

～

◎ 日程第13 議案第10号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議案第3号から日程第13、議案第10号までの平成24年度当初予算案8議案を一括議題といたします。

なお、本日は提案説明のみとし、12日に全員協議会を開催して細部説明をいただきまして、質疑は14日、15日、19日に、それから討論、採決は22日に行う予定としております。

議案第3号 平成24年度伊根町一般会計予算、議案第4号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計予算、議案第6号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計予算、議案第7号 平成24年度伊根町財産区特別会計予算、議案第8号 平成24年度伊根町介護保険特別会計予算、議案第9号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、議案第10号 平成24年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、以上8議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、平成24年度一般会計予算をはじめ7特別会計の当初予算等各議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営の基本方針と主要施策の大綱について私の所信を申し述べ、議員の皆様はもとより町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の経済基調は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあり、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、電力供給の制約や原子力事故、さらにはタイの大洪水の影響に加え、欧州の政府債務危機の影響による海外景気の下振れなど、景気が下押しされるリスクを抱えております。

政府は、東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、デフレ脱却に断固として取り組み、円高とデフレの悪循環を防ぐため日本銀行と緊密な連携を図り、マクロ経済政策運営を行うとして円高への総合的対応策や平成23年度第3次補正予算の迅速な実行に取り組むとともに、第4次補正予算を閣議決定し、先般、国会で成立したところであります。

また、平成24年度予算案では、「日本再生元年予算」と位置づけ、日本再生重点化措置の活用等により成長力強化に取り組もうとしておりますが、年金財源を先送りする交付国債の導入を余儀なくされるなど、社会保障制度改革のおくれを指摘する声も強まっております。

こうした中、政府・与党は、消費税率を平成26年4月に8%、27年10月に10%に引き上げることを柱とした社会保障と税の一体改革大綱素案を正式決定し、今年3月末までに関連法案を国会に提出する方針を表明いたしました。増税をめぐる与党内の対立や参議院で野党が多数を占めるねじれ国会のもと、その動向や国民生活に与える影響が心配されるところであります。

さて、昨年、3月の東日本大震災と原発事故をはじめとして、各地で未曾有の災害に見舞われた年でありました。本町でも冬の豪雪に始まり、6月の集中豪雨など、大きな災害と被害が発生をいたしました。被災されました皆様には改めましてお見舞い申し上げる次第であります。

大惨事に直面した日本人の行動に対して、外国から驚きを込めて日本を評価する言葉がございました。パニックが起きていない、暴動や店舗を襲うということがない、列には整然と並び、協力し合っている。不屈、自制心、連帯、そして勇気。この惨状の中、改めてこの国の精神の強さを教えられる思いでありました。

我々も、仕事をする中、まちづくりを進める中、その精神をいま一度思い起こしたく思います。困難に対する不屈の精神、人として公務員としてあるまじき行為への自制心、皆で一致協力する連帯、そして勇気を持つことは大事であります。

今、まさに我が国は、政治・経済とも大きな時代の転換期、岐路に立っております。それはおのずと地方自治体にとりましても新たな局面を迎えているということであり、この国の明るい未来のために国と地方が総力を挙げて取り組むことが肝要であります。

また、京都府におきましては、京都を元気にする予算「京都“元気に”予算」として、時代や社会の変化に対応するため、「発展する京都」「あんしん京都づくり」「しあわせ京都づくり」「明るい京都づくり」などの4つの元気な京都づくりで施策推進するとして今定例会に提案されているところであり、厳しい状況を踏まえ、京都府としてぎりぎりまで積極的に打って出る予算を編成されておられます。府民の命をつなぐ実効性のある予算案として大きな期待を寄せるものであります。

さて、こうした状況の中、本町の平成24年度予算でございますが、伊根町民の幸せづくりを進めるために、子育て支援、福祉、教育、社会資本整備、また安心・安全に関する事業など、積極的に取り組むことを基本として平成24年度をスタートしたいと考えております。

予算編成に当たりましては、「事業の拡充」を対象に、町民の視点に立った事業や地域の課題解決を図る事業などを厳選し、真に必要な事業に重点的に配分することを基本として、より一層の事業の選択と集中に努め、引き続き行政改革に取り組みながら、本町の将来を見据えた施策など、町民の皆様が誇りを持ち、安心できる暮らしを実現するため、事業の必要性や効果を十分見きわめた上で大胆に見直しを行い、将来の世代に過度な負担をかけないための仕組みづくりに引き続き全力で取り組んでまいります。

また、町債残高は、平成23年度末見込みで一般会計で28億594万8,000円、特別会計を含む全体では約41億9,695万5,000円と町の財政規模を大きく上回るものの、年々減少しております。内訳といたしましても、一般会計では国が返済に責任を持つ臨時財政対策債が3分の1、優良債の過疎債が3分の1を占めております。

また、財政調整基金残高は約9億1,910万5,000円、減債基金3億2,053万1,000円で、一般会計の予算規模の49.6%という状況でございます。

以上に基つき予算を調製した結果、平成24年度当初予算の規模は、一般会計24億9,800万円、7特別会計を合わせた総額39億4,062万2,000円の当初予算としております。前年度と比較し、1億4,398万2,000円、3.8%の増額予算としております。

まず、一般会計歳入歳出総額24億9,800万円、前年対比2億3,000万円、10.1%の増でございます。近年にない増額予算編成であります。町民に密着した新規事業や必要な分野へはしっかりと対応する積極的な予算といたしました。

一般会計の歳入は、町税が1億6,499万8,000円、前年度比1.6%減としております。固定資産税で479万1,000円の減額となっておりますが、これは評価替えによるものでございます。

地方交付税は13億6,000万円、前年度比7.9%増としており、昨年度の普通交付税決定額の95.1%を計上しております。府支出金は増額の2億4,011万2,000円、同18.2%の増でございます。これにつきましては、共に育む「命の里」事業、ストックマネジメント事業の実施によるものでございます。

財政調整基金繰入金1億515万9,000円、前年度比560.7%増で、これにつきましては、課題となっていた分野の充実を図るため大きく増額としております。

歳出では、義務的経費は9億8,286万8,000円、前年対比0.01%減でございます。普通建設事業費は5億5,454万1,000円、同35.5%増であります。2つの診療所や簡易水道、下水道など、一般会計から特別会計への繰出金は2億7,584万7,000円、前年対比2.3%増となっております。

総務費では、町営バス運行事業ですが、伊根浦に訪れる観光客の利便性の向上を図るため、土曜、日曜並びに祝日に伊根地区を中心にフリー乗降区間を設けて、町内バスとして1年間の試験運行を計画しております。

また、町内150円の低額運賃を乗車補助方式により引き続き実施するとともに、路線バスへの乗車補助方式の拡大について、10月1日より実施をいたします。これは1市2町で宮津・与謝管内全域を一斉導入について検討を行ってまいりました。しかしながら、首長間協議において協議が

調いませんでした。したがって、補助金方式で、町内から与謝の海病院、与謝の海病院から宮津市内までの2区間に分け、それぞれ1区間を200円として、宮津駅まで、栗田まででも、そこまで200円、200円の400円で利用できるというものでございます。

次に、活き生きまちづくり応援事業は、平成22年度からの継続で地域課題を解決するため、主体的に活動する住民団体への補助を行い、創造的なまちづくりを応援いたします。本事業については最終年度となりますが、大変好評でありますので継続要望が強いため、前向きに検討してまいります。

庁舎移転により跡地利用について検討してまいりました旧庁舎跡地については、伊根町の玄関口として、皆さんの憩いの場として公園化と駐車場を計画しております。

婚活事業については、1年かけて検討してまいりました。婚活を開催する前に事前に男性のアプローチの仕方などの研修等を開催して婚活に臨むこととしております。

共に育む「命の里」事業では、自治会機能の向上とともに、災害時、例えば津波等ではありますが、そういうときに避難する場合の手すりなどの設置や集会所の改修を予定しております。

民生費では、高齢化対策推進事業では、高齢者の買い物について、町車を定期的に配車してその支援を行います。また、高齢者の医療情報を記載し、緊急時に的確、迅速に対応するため、緊急情報キットを配布いたします。在宅高齢者を介護する家庭に介護用品を給付いたします。

放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブとして、放課後や長期休暇時に子供たちが遊び、学習できる環境を整備するため、町内2カ所で開設を計画しております。

子育て支援としては、少子化の中で町の宝であるお子様の誕生を祝福し、祝い金を交付するものでございます。

低年齢保育については、ニーズ調査の結果要望がありましたので、伊根保育園で4月より実施をいたします。

衛生費では、埋立処分場について、計画埋立量を超えるため、次期処分場の設計業務委託を行うものでございます。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて、引き続き対象者への無償接種に係る経費を計上しております。

また、保健師1名を増員し、検診の未受診者対策として、家庭訪問や元気高齢者など住みなれた我が町で生活し続けられるような保健指導を実施いたします。

労働費では、観光協会への強化支援と小・中学校講師などの雇用により、支援の充実を図るものでございます。

農林水産業費では、共に育む「命の里」事業は、地域の再生を図る取り組みについてのものがございます。本庄・筒川地区で課題となっている未利用資源を利用して堆肥を製造します。その堆肥利用によって循環農業の確立を目指します。

有害鳥獣対策事業では、昨年に引き続き作物被害の防止と農業生産の安定化を図るため、金網フェンス、電気さく設置などに補助を予定しております。

伊根漁港海岸保全施設整備事業については、本年平成24年度で計画区間を完了しますので、次年度以降の計画地区の設計等を予定しております。

ストックマネジメント事業では、老朽化した漁港施設の改修について計画的に行うもので、本年度より本格的に事業実施を予定しております。

商工費では、舟屋の里公園遊歩道の修繕と仮設トイレの設置を計画しております。また、伊根浦を核とした観光産業の育成支援を図るため、伊根町観光協会の組織強化を図ります。

土木費では、道路新設改良費で昨年度に引き続き亀島本庄浜線等町道の改良により、生活基盤の整備を図ります。また、定住促進対策として、町営住宅3戸を平田地区に建設を計画しております。

消防費では、伊根町消防団第2分団に配備しておりますポンプ車について、老朽化により更新を行います。また、これは直接予算とは関係ありませんが、東日本大震災を教訓として、本町でもエリアメールの運用を本日より開始いたします。これにつきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク3社の携帯電話について、緊急地震速報や災害避難情報等が配信されるものであります。万一のときに迅速に的確な情報伝達に役立つものと思っております。

教育費では、伝統的建造物群保存事業についても、その進捗と充実を図るため、昨年に引き続き増額をいたします。

筒川文化センター体育館について、屋根や内部の改修を行います。

次に、特別会計では、伊根町国民健康保険特別会計予算ですが、事業勘定は3億4,731万6,000円、935万円減額で、前年度比2.6%の減でございます。税率は本年度も据え置きで計上しております。

伊根診療所勘定は1億1,336万円、643万9,000円の減額で、前年度比5.4%の減でございます。診療収入の減額を見込んでおります。

本庄診療所勘定は9,983万円、657万9,000円減額で、前年度比6.2%の減でございます。

簡易水道特別会計は1億3,019万6,000円、694万9,000円の減額で、前年度比5.1%の減でございます。

下水道事業特別会計は2億8,350万5,000円、9,080万5,000円の減額で、前年度比24.3%の減でございます。昨年度から伊根地区漁業集落排水施設整備事業を本格スタートし、終末処理場を建設しており、平成24年度については管路工事で平田地区の一部までを予定しております。

財産区特別会計は93万円、前年度同額でございます。

介護保険特別会計の保険事業勘定は4億175万7,000円、3,153万4,000円増額で、前年度比8.5%の増でございます。歳入では、保険料の月額基準額5,430円、前年度と比較して1,340円の大幅な引き上げでございます。歳出では、介護サービス等増加に伴い、所要額を計上しております。

介護サービス事業勘定は203万7,000円、42万6,000円増額で、前年度比26.4%の増でございます。

訪問看護事業特別会計は2,679万5,000円、7万円の減額で、前年度比0.3%の減でございます。歳入では、訪問看護療養費収入の増を見込んでおります。歳出では、老朽化による訪問看護活動車の更新を見込んでおります。

後期高齢者医療特別会計は3,689万6,000円、221万4,000円増額で、前年度比6.4%の増でございます。歳入は保険料と繰入金を、歳出では分担金及び負担金として広域連合負担金が増額となっております。

以上、平成24年度の重点施策などについてご説明申し上げます。

本当に、さらに厳しい財政状況を踏まえて、時代に合わなくなった施策の事業を見直すとともに、重点投資する分野もシフトしていきたいと考えております。そして、事業運営に当たっては、事業はあくまでも施策の目的を実現するための手段であることを踏まえ、その成果を常に検証していくことが不可欠でございます。事業を実施することによって町民の生活の向上につながる。そのつながっているかどうかという視点に立って、PDCAサイクルをしっかりと回していくことを徹底してまいります。常に効果を検証し、効果が認められないというものに関しては、これまでの積み重ねがあつたとしても、予算の執行、事業廃止などについても検討してまいりたく考えております。

このような先行き不透明な時代にあつては、地方自治体としてもこれまで以上に行財政基盤の強化を図り、自主的・主体的な地域づくりを進めていかなければなりません。そのためには、「入るを量りて出ざるを制す」という言葉がございます。行財政改革を一層推進するとともに、行政の関与の妥当性、事業の効率性及び町民満足度など総合的な観点から精査し、町が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をそれらに集中していく選択と集中をもって、身の丈に合った堅実な町政運営を進めてまいりたいと考えております。

そして、第5次総合計画を町政運営の指針として、「農林・水産・観光の振興」「健康な体と豊かな心を育てる教育の充実」「高齢者福祉の充実」など一層充実させるとともに、小さな町が丸となり、「ひとが生き生き」、その実現を目指し、一意専心で取り組んでまいる決意であります。

議員各位をはじめ町民の皆様のなご一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、議案第3号から議案第10号までの平成24年度当初予算案8議案すべての提案理由の説明を終了しました。

◎ 日程第14 議案第11号

○議長（宮下愿吾君） 次に、日程第14、議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から4,768万1,000円を減額し、25億6,520万2,000円とするものでございます。

歳入では、1款町税で町民税410万円について増額としております。

10款地方交付税については3,412万6,000円増額としております。

12款分担金及び負担金535万2,000円の減額は、災害復旧費事業について減額としております。

14款国庫支出金3,313万7,000円の減額は、それぞれの事業について実績による減額でございます。

15款府支出金479万5,000円の増額は、未来戦略一括交付金の確定、災害復旧事業補助金の増額や事業の確定による減額などによるものでございます。

16款財産収入190万円の増額は、除雪機の売り払いによるものでございます。

17款寄附金165万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附金でございます。

18款繰入金303万6,000円の減額は、事業確定による減額でございます。

21款町債5,190万円の減額は、事業の確定によるものでございます。

次に、歳出では、1款議会費50万6,000円の増額は、本会議等で条例等を検索するためのものでございます。

2款総務費4,590万8,000円の増額は、KTR対策費で経営基金、辺地共聴施設整備事業は2地区のテレビの混信によるデジタル化と、減債基金積立金、ふるさと応援基金積立金でございます。

3款民生費75万1,000円の増額は、障害者地域生活支援事業で与謝郡聴覚言語障害センター業務委託料、障害児医療助成事業の増額などです。

4款衛生費655万5,000円の減額は、予防接種等の実績による減額と環境改善対策事業などの不用額を減額としております。

5款労働費200万4,000円の減額は、緊急雇用創出事業や重点分野雇用創出事業の不用額を減額としております。

6款農林水産業費4,797万3,000円の減額は、災害に強い森づくり事業、伊根漁港海岸保全施設整備事業など、各事業の確定によるものでございます。

7款商工費359万3,000円の減額は、民宿改良支援事業、舟屋の里公園管理運営費など確定によるものの減額です。

8款土木費1,247万4,000円の減額は、町道改良事業等の確定によるものでございます。また、除雪費については不足額を計上しております。

10款教育費181万1,000円の減額は、伝統的建造物群保存事業などが主なものでございます。

11款災害復旧費2,042万9,000円の減額は、林道災害復旧事業など確定によるものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） 議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたしたいと思います。25分間の休憩をとりまして、11時25分に再開をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 10時59分

再開 11時29分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 総務課長さんにお尋ねいたします。

第2表繰越明許費において、町営住宅建設事業600万が計上されております。この事業につきましては、具体的にどの部分に関する建設事業が繰越明許費として計上されているのでしょうか、お答え願います。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 第2表の繰越明許費でございますが、町営住宅建設事業として600万の繰越額を計上しております。本繰越額につきましては、平田住宅の建設を予定しております。それに伴う設計費を計上させていただいておるところでございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 関連なんですけれども、12月議会において土地を売るんだという方向だったと思うんですが、いつの間にこういうふうな方向になったのか。

○議長（宮下愿吾君） 前野会計管理者。

○会計管理者（前野義明君） 22年度から分譲しております。22年度に分譲しておりましたけれども、応募がなかったという状況があります。ただ、町民から、1回ではそんな周知はできないだろうということもありまして、23年度も周知、町報なりホームページなりでさせてもらいました。それが昨年12月末までしておったんですが、それでもなかったということで、今後は伊根町としてどういうふうにご利用したらいいかということをやっと検討させてもらいまして、このようになっております。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 12月22日、この日、私が一般質問させていただいた日でございます。その中で会計管理者のほうから最後に、高くないと、適正な価格ですと。でも、実際には22日で申し込みの締め切りは終わっていた。その後、申し込みの締め切り以後、何も手だてを打たずに住宅を建設すると。ちょっといささか住民を含め私も理解に苦しむんですが、ちょっとそのあたりももう少し、なぜそういう経過に至ったのかをご説明いただけないでしょうか。

あと、あわせてもう一つ、22年度から23年度にかけて広報等で啓発を行ったと。具体的に何回広報紙に載せられて、どのような形でホームページに載せられて、また外部の民間も含めたホームページ等の掲載はあったのか。実際によそにもう少しPRすべき方法があったんじゃないかというふうに考えるんですが、そのあたりもお聞かせいただけますか。

○議長（宮下愿吾君） 前野会計管理者。

○会計管理者（前野義明君） 先ほども言いましたとおり、22年度、町報、広報紙、お知らせ版によりまして1回目の広報をしております。

23年度につきましても、ちょっと今資料がありませんが、9月ぐらいから12月22日まで、本当でしたら12月末までということを考えておりましたけれども、年末になるということもありまして、1週前の22日ということを考えて、町報、お知らせ版、ホームページ等でお知らせはしております。

ただ、12月の議会のときに濱野議員のほうから質問があったときに、質問の内容等に答えることでいっぱいできて、本日12月22日が締め切りだったというのがちょっとそのときには頭には入っておりませんでした。

ただ、そのときの質問の中では適正な価格なのかというふうな質問だったので、ああいうお答え

をさせてもらったということでございます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私のほうから少し補足します。22年度で分譲の公募を1年かけてなかったんです。ですから、担当課のほうでは、もう、じゃ、次の方策ということであったんだけど、いやいやと、やはり1年たってだめでも、もう1年ちょっと努力してみようやないかと。それで継続をしてやったんですよ、倍の期間にして。でも、それでもないから、12月22日ということは、もう次のことも考えんなんから、これはもう最後のリミットだということで、その期日もお知らせをしてありますよ。お知らせをね、町報でもインターネットでも、すべからくお知らせしてあります。ありませんでした。ですから、今回こういうふうな次の新たな方策を考えてやらせていただいております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 同じく関連質問なんですけれども、1年たって、2年たって結局売れなかったということですね。それで今回そちらのほうに賃貸住宅を建てるというふうにお聞きはしてあるんですけども、あの一等地に賃貸住宅を建てるのは、私は個人的にもったいないかなと思うんです。価格を見直してもう一度売りに出されて、あの土地のない伊根に帰ってきたい人がいるかもわからないので、もう一度価格を見直して売り出すということのお考えはないんでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 我々は政策をつくって、それを立案して順序立ててやっていくんです。それでももう一回見直してそれでもやっていく。それでなかったら次の方策、これはもう当たり前だと思います。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） すみません、議長さん、少し休憩いただいてもよろしいでしょうか。会派調整させていただきたいんですが。

○議長（宮下愿吾君） そうですか。暫時休憩をいたします。10分ぐらいでいいですか。10分も要りませんか。

（「そんな事、何してるんですか、議長。補正予算ですよ」の声あり）

（「すみません、申しわけないです」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 町長、議事進行にかかわる動議は1人の申し出で受けることになっております。議長が決裁するんですけども。その他の議案については賛成者が要ります。ということになっております。休憩等についての動議は申し出を受けることができます。時間どうですか。45分ぐらいでよろしいか。

（「はい、結構です。ありがとうございます」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） それでは、5分間ほど休憩いたします。

休憩 11時38分

再開 11時42分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） しつこいよう申しわけございません。

町の広報紙とお知らせ版に載せたと。ホームページも載せたと。ホームページの町のアクセス数が今、一日にどれぐらい、町内・町外からどれぐらいのアクセスがあるのか、もし把握されていれば、そのあたりを教えていただきたいのと、広報紙、何回か、お答えいただけていないんですけども、何回載せたぐらいで。分譲地なので他市町村の方が多分購入されることを想定されていると思うんですけども、何回ぐらいやったら効果があったというふうに判断されたのか、そのあたり教えていただけませんか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） あのね、うちのホームページが出ておりますけれども、そのアクセス数がどうだこうだということは我々もはっきり把握しておりませんね。でも、それが、多くの人に知らせるのはそれしか方法がないわけでありますよね。そういうところで、対外的によその、北海道

の人や東京の人に買うてくれと言うとらへんですよ。町内の人ですよ、ここで言うとするのは。そういうもんであります。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。小西副町長。

○副町長（小西俊朗君） 先ほど町長のほうから町内の方を対象と、これだけではなく、町外の方でも、やはりそういった伊根町のほうに転入してきたいという、一定の募集期間の中でそういう要請があれば、それについてはその対応はとれたかと思えますけれども、そういった申し込みはなかったということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 25ページなんですけど、KTRの対策費なんですけど、年々それこそ負担金というんですか、多くなっているようですが、ことしも新聞等々に載っておるように、かなりの赤字が出ておるようでございますが、伊根町において年間、一年一年どれぐらいの伸び、負担金がふえているのか、わかればちょっと。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） ただいまのご質問ですが、KTR対策基金拠出金ということで、このKTR対策基金拠出金の中で主なものと申しますのが、KTRのいわゆる運営費に係る赤字分でございます。

この部分につきましては、昨年と比べていただきますと1割ほどの伸びもでございます。そういったあたりから将来の負担の増加を懸念されてのご質問と思えますが、実際のところ、来年、さらにその後といいますのは、なかなかちょっと正確なところはまだ現在の段階では見込みにくいところでございます。

来年につきましては、現段階の試算でございますが、あくまで試算でございますが、900万円余りになる見込みというふうに推測をしております。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） この分については人口割でやっておるのか、うちについてはKTRが通っておらんのかかなり安いかなという気がしておるんですが、その辺はどういうふうな割合でやられておるのか、わかれば教えてほしいと思えますが。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 本年度でございますと、運営に係ります補助金は7億8,000万円ございまして、KTR全体で、これをまず京都府分と兵庫県分とに分けます。その中で京都府分を府の負担分と沿線市町分とに分けて、本町の負担割合につきましては2.267%でございます。

この負担割合の根拠につきましては、均等割分がほとんどでございまして、均等割のほか沿線の線路の延長ですね、これと最寄り駅に急行等のとまります割合、このあたりの割合を用いまして、沿線市町が高くなるような割合ではございます。伊根町につきましては、最寄り駅の割合につきましては岩滝口を参考に計算をされております。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 来年のことで、24年度のことで申しわけないんですけども、24年度は特急か、走らせるというような新聞等々の報道が出ておったんですが、そうなるかとまたその分だけ上がるということですか。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 現在のところ具体的な正確な数字は聞いておりませんが、新規事業分につきましても、このただいま申し上げました運営費補助のほか、必要となってくる部分につきましては応分の負担が求められるものと推測しております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 20ページ、21ページの財産収入、物品売払収入につきましてご質問させていただきます。

具体的に、除雪車ということだったんですが、どのぐらいの年式のものを販売されたのか、また並びに売却方法について詳しいご説明をお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 今のご質問でございますが、昭和58年購入いたしました8t級のドーザでございます。議員ご指摘のとおり、いろんな売却方法があることはもう承知をしております。インターネットのオークションでありますとか、競り売りでありますとか、あるいは入札、こういったいろんな多様な手法があると思います。

その中で、今回、除雪車の売り払いにつきましては、本年度除雪車の更新ということで、この58年のドーザの更新ということで取り扱っております、その財源につきましては、この補正予算書の一番最後のページにありますとおり、過疎対策事業債でもって導入をしたという経緯がございます。そういう中で、今回売り払いの収入分につきましては当然事業費の中から控除をされまして、残りの財源で過疎債を充当させるという形になろうかと思っております。

議員もご指摘のとおり、過疎対策事業債につきましては、交付税の7割の措置がされておことはもうご承知だと思います。そういう中で、あくまでも地方交付税といえども国税の再配分でございます、国費だという理解をしております。

そういう中で、売却方法は多々ございますが、その売却方法によって金額が変動するというのも当然あり得ると思います。しかしながら、今回、過疎対策事業債によって導入を決定した経緯につきましては、先ほど申し上げましたように地方交付税が措置されているという、いわゆる国費が投入されているという点でございます。それと、大型の特殊な除雪車である中で、本当にこのものを除雪専門機械メーカーじゃない他の方々が買うのかどうかという、非常にその辺を懸念しておりました。

このような2点の思いの中から、伊根町の公有財産規則に基づきまして、予定価格を定めまして除雪機械の関連業者でもって入札を行いまして、一番高い金額で落札をした業者に決定をしたということで、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 非常に丁寧なご説明ありがとうございます。

課長がおっしゃられましたように、ぜひとも少しでも高く売り払いできるような方法を今後ご検討いただければなど。その中で、伊根町が以前から進めておられますインターネットオークション、これのご活用をぜひお考えいただきたい。

ブルドーザーにつきましても他市町村では出品されており、通常価格よりも1.2割増し程度の落札価格の結果も出ておりますようです。ですので、ぜひ今後こういった活用をご検討いただきたく思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 33ページの保育所管理運営費なんですが、伊根保育園に1歳児の受け入れをするということで補正がついておるようでございますが、それこそ本庄のほうについては何もそういったことがないので、本庄のほうの保育所にはそういうことがない、受け入れをする予定はないということですか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 本庄保育所での1歳児保育の開始でございますが、一応希望をとらせていただきまして、本庄の方も希望があるかもわかりませんが、本庄保育所の場所がちょっと狭いもので、手狭なもので、なかなかあそこの施設で増築とかしない限りはスタートすることができませんので、とりあえず伊根町に1カ所、1歳児保育、預かり保育所を開設させていただきまして、そのやっていく中で状況を見きわめながら、多いようであればまたその辺のところも今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） その関連質問でございますが、伊根の保育所で1歳児を受け入れることにより、例えば本庄地区で入れさせてほしいという申し出があった場合は入れるのか、それと、今後の1歳児が何人ぐらい伊根保育園に入られるのかというのをちょっと返答をお願いしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 一応対象といたしましては町内の在住の1歳児の子供さんが対象ということになりますので、本庄、筒川地区の子供さんも伊根保育園のほうに入所していただくことは可能でございます。

ただ、今後の見込みとなりますとちょっとわかりませんので、見込みにつきましては状況を見ないとわからないところがありますので、どうお答えさせてもらったらいいのか。入所の希望ですか。すみません、一応2名を予定しております。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 31ページの高齢者対策推進事業をもう一回ご説明願えますか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 高齢者対策のどの部分を説明させてもらったらよろしいでしょうか。敬老会の減額の分やら……。

○議長（宮下愿吾君） 三野議員、どこの場所、どこのあれですか。高齢化対策推進事業のほうですか。

○7番（三野三千彦君） 推進事業全般。

○住民生活課長（芦原 誠君） 全般ですか、はい。高齢者対策事業63万8,000円でございますが、1つには買い物支援事業の執行残の整理、それからもう一つには老人福祉センターの屋根の修繕工事の執行残の整理でございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 買い物推進事業なんですが、37回というふうな話を聞いておったんですが、この事業についてちょっと住民の人らに話を聞く中で、行くときに乗らなんたら帰りは乗れないというような、寄ってこないというような話を聞いたんですが、これは本当ですか。

仮に当初運転手があつて車で行っておいて、だったら乗ったかどうか全然わからんですわね、バス等には。自家用車で行っておるんで。そのときには車が寄らないというような話を聞いたんですが、事実かどうか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 大変失礼いたしました。買い物支援事業の関係でございました。すみませんでした。

大体月に3回ぐらいの運行で、8ルートで町内全域を運行しております。それで事前に配車計画を配布させていただきまして、町民の皆さんにはその各停留所の時間を案内させていただいております。1月13日からスタートしたわけですが、雪の関係で時間がずれ込んだりといったような経緯もあつたようでございます。ちょっとその辺の関係で、時間のずれがあつたことにつきましてはおわびをさせていただきたいと思ひます。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 買い物に行くときに乗らなんたら、帰りは乗せてもらえんような話を聞いた、寄らないというようなことを聞いたんですが、そんなことはないんですか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） すみません、今のところは、帰りには、私のほうで行きに乗って帰りに乗らなかつたということは聞いていないんですが、利用に当たりましては、買い物だけではなしに金融関係だとか、それから本庄診療所のほうの薬をとり、買い物の時間が30分ほどあるわけで、その間にそういった用事も済ませておられる方もあるように聞いております。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ほとんどJAへ行っておるわけなんですが、JAのほうからは、どんな状況なのか、買い物客がふえておるのかどうかということは全く承知しておりませんか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 乗車の延べ人数につきましては、先ほど説明のときにも言いましたように一応124人利用されておられますので、その方は何らかの買い物をされておられると思ひます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 36ページの労働費でございます。

重点分野雇用創出事業、先ほどちょっと説明のほうがうまく聞き取れなかったんですが、予算に計上していましたが未執行だったと。これについては観光振興ビジョンに力を入れていたようなご説明があったように思うんですが、もう一度この点につきましてご説明いただけませんか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 先ほど、観光推進ビジョンを策定いたしております。この事業につきましては、平成22年度から23年度への繰り越し事業でございました。この計画を策定するに当たりましてかなりの労力が生じまして、かつ23年度中には、この3月には議員さんのほうには配付をしたいということも以前にも言わせていただいておりますので、その作業に力を傾注したために、ちょうどその雇用期間が1年間とされておりますので、その1年間を超えた以降については、労働期間と事務の執行とが一体となって進められる雇用創出事業でございますので、もう雇用期間が1年を過ぎた残りの期間につきましては、事務費が残っていてもそれは執行できないということになりますので、今回減額をさせていただいたところでございます。

○議長（宮下愿吾君） お断りをちょっとさせてほしいんですが、12時過ぎました。しかし、質疑の途中でありますので質疑を続行して、この補正予算、最後まで一応持っていきたいと思っておりますので、ご了承だけお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 40、41ページの7款商工費、1項商工費の3目観光費、舟屋の里公園管理運営業務ですが、指定管理料の見直しというふうに説明をいただいたんですが、その管理料の見直しはどこをどう見直しされたのか、積算資料があったら説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 舟屋の里公園の管理運営費でございますが、96万円を減額させていただいております。

この要因でございますが、開園当時から共益費といたしまして、4店舗2万円の12カ月分の積算で共益費というものをいただいております。それが町のほうに収入として上がってきておりました。この金額につきましては是正をすべきであろうということから、指定管理料の見直しということで委託料を減額させていただいたということでございますので、当然、それに伴います各それぞれの使用料もこれに並行して減額になるということでございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ちょっと今の説明では僕全くわからんですけれども、もう少しかみ砕いて教えていただけますか。

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 12時09分

再開 12時10分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 先ほどの96万でございますが、根拠につきましては2万円の4店舗の12カ月分ということでございます。これは共益費の金額でございます、それを今まで含めて町のほうに使用料として町がいただいていたということでございますので、委託料のほうを減額して相殺させていただいたところでございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） そしたら、2万円掛ける4店舗掛ける12カ月ということでよろしいんですね。はい、わかりました。

○議長（宮下愿吾君） 質疑続行します。

休憩しますか。よろしい。質疑。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今までそうだったということは、今までの分はどうなるんですか。これからそういう形であるから、今回こういう形で補正を下げたと。減額したと。ということは、今まで

何年かあったと思うんですけども、その分はどうなるんでしょう。

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 12時12分

再開 12時15分

○議長（宮下愿吾君） それでは再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行したいと思います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 質問もまだまだあるようでございますので、ぜひここでお昼休みということで休憩に入っていただくようなことはできませんでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 今、濱野議員から休憩の動議が出されましたが、できればこの一般会計を最後までやって、一応それを区切りとして昼食休憩に入りたいと思うんですが、どうでしょうか。何か途中でちょん切れるような格好にならへんかなと思って、ご理解をいただきたいと思うんですが。よろしいですか。もう少し辛抱してください。よろしくお願いします。

それでは質疑を続行します。

ほかに質疑はございませんか。質疑なしの声がありますが、よろしいですか。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成23年度伊根町一般会計第7回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたしたいと思います。1時半から再開をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 12時18分

再開 13時28分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。午前中に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第15 議案第12号

○議長（宮下愿吾君） 日程第15、議案第12号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第12号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてご説明申し上げます。

51ページをごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から56万円を減額し、3億6,573万3,000円とするものでございます。

歳入では、3款国庫支出金105万円の減額は、財政調整交付金でございます。10款繰入金2万3,000円の増額は、一般会計繰入金などでございます。

伊根診療所勘定では、歳入歳出増減額はありますが、4款府支出金227万円の増額は、診療所設備高度化支援事業でございます。7款繰入金107万円の減額は、特別調整交付金等でございます。11款町債120万円の減額は、財政調整交付金よりも直接施設整備補助を受けたほうが補助率とも増となり、町債を発行しなくてもよくなったため、減額をするものでございます。

歳出は財源充当でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第12号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第12号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第13号

○議長（宮下愿吾君） 日程第16、議案第13号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第13号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算については、下水道終末処理場施設等について繰り越しを行うものでございます。

細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第13号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第14号

○議長（宮下愿吾君） 日程第17、議案第14号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第14号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算については、保険事業勘定の歳入歳出予算総額に44万1,000円増額し、3億8,722万1,000円とするものでございます。

歳入では、1款保険料553万円の減額は、特別徴収保険料の減額でございます。4款国庫支出金457万2,000円の減額は、調整交付金でございます。10款繰入金1,054万3,000円の増額は、事務費繰り入れ及び基金繰り入れでございます。

歳出では、1款総務費44万1,000円の増額は、情報化推進協議会等への負担金でございます。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額に20万5,000円増額し、181万6,000円とするものとさせていただきます。

歳入では、2款繰越金20万5,000円の増額です。

歳出では、1款総務費27万1,000円の増額は、一般事務の賃金でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 議案第14号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算について説明（担当課主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第14号 平成23年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第16号

○議長（宮下愿吾君） 日程第18、議案第16号 伊根町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第16号 伊根町職員の再任用に関する条例の一部改正についてでございますが、再任用の対象に診療所医師を加えるものとさせていただきます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第16号 伊根町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第17号

～

◎ 日程第20 議案第18号

○議長（宮下愿吾君） 日程第19、議案第17号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について並びに日程第20、議案第18号 伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての2議案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第17号、議案第18号について、一括提案させていただきます。

初めに、議案第17号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてですが、先般、特別職報酬等審議会が開催され、答申を受けたものでございます。

町長、副町長及び議員について、それぞれ7%削減について継続実施するものでございます。

また、農業委員については、委員会の他に農地の利用権設定活動や各種の推進業務などがあり、引き上げとなっております。

次に、議案第18号 伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、先ほどの議案と同じく、給料月額7%削減について継続実施するものでございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第17号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 伊根町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第19号

○議長（宮下愿吾君） 日程第21、議案第19号 伊根町消防団員等の公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第19号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてですが、関係法令整備に関する政令及び法律の公布により、その一部が平成24年4月1日から施行されるに伴い、改正を行うものでございます。

第9条の2第2項について、障害者支援施設入所の場合について、障害者自立支援法第5条中第6項が第7項に1項繰り下がるものでございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第19号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第22 議案第20号

○議長（宮下愿吾君） 日程第22、議案第20号 伊根町町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第20号 伊根町町税条例の一部改正についてですが、地方税法等の改正により、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 議案第20号 伊根町町税条例の一部改正について説明（担当課主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 2ページの個人の町民税の税率の特例等についてお伺いします。

平成26年度から35年度までの個人町民税、こちらは大体1年度当たりどのぐらいの方が対象に伊根町の場合なるということ、最新の、近々の納税義務者数等を教えていただければと思います。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 現在推測しております納税者が1,300人、想定しております。よって、500円掛ける1,300人で、年額にしますと約65万円を見込んでおります。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 均等割の税率が増加になるということは、各種福祉に関する施策の関係で、税額をもって、保育料であったりとかそういった額が定められている分がありますよね。それにつきましては、この増加分に対してどのような考えを示される予定でございませうか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 各種料金等にも反映する、影響することは確かでございます。現段階では、この料につきましてはそのままを反映させていただきたいというふうに考えております。

なお、先ほどの説明ではちょっと申し上げ切れなかつたんですけども、今回の引き上げにつきましては、基本的に国のほうから明確に任意であるというふうにお伺いしております。ただし、今回引き上げない場合についても、実際にその額が引き上げられたものとして交付税をその分減額するということが聞かせていただいておりますので、今回のこの財源手当てはやむを得んものなのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっとお尋ねするんですけども、たばこ税の税率が5,262円となる、多くなるわけなんですけど、この分については、たばこが上がったからこういうふうになったのか。

もう一つは、16条の2なんですけど、1,000本につき2,495円、当分の間と書いてあるんですけど、当分の間というたらどういうことなんです。わかれば教えていただきたいという。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 今2点ご質問いただいたと思うんですけど、まず後段のほうの当分の間という部分につきましては、ちょっと具体的なうちのほうの調査もできておりません。ちょっとお答え、現段階ではしかねるところでございます。

それから、前段でご質問いただいた部分につきましては、ちょっと聞きづらかつたんで、もう一度お願いできますでしょうか。申しわけございません。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 1,000本につき5,262円に上がっておるわけなんですけど、4,618円が。この分については、たばこが上がったから、この税率が上がったのかということ

です。いわゆるたばこの税率が、前だったら1,000本につき4,618円ですわね、改正前は、現行は。改正案については1,000本につき5,262円に上がっておるわけなんです、この分については、たばこそのものが値上がりしたから、その分が税金としてこうして税率として上がってきているのか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 先ほども申し上げましたけれども、府のたばこ税のほうと同額で減額されるということになっておりますので、たばこの本体そのものにつきましては値上がりでないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 伊根町町税条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第21号

○議長（宮下愿吾君） 日程第23、議案第21号 伊根町鳥獣被害対策事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第21号 伊根町鳥獣被害対策事業分担金徴収条例の一部改正についてでございますが、鳥獣被害緊急対策事業が平成24年度まで継続されることに伴う条例の一部改正でございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思えますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第21号 伊根町鳥獣被害対策事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第22号

○議長（宮下愿吾君） 日程第24、議案第22号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の条例改正は、町が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、これまで環境省令で規定されておりましたものを、この環境省令を参考にして条例で定める資格とすることを規定したものでございます。

細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いお

願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっとお尋ねするんですけども、この技術管理者の資格というんですが、今のままでいけるんですか。持っておる人がおるんですか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 三野議員のご質問でございます。

基本的には、技術者の資格の内容につきましては変わるものではございません。今回の趣旨につきましては、国のほうの法律の中に、それぞれの自治体の条例でその資格取得者を定めなさいという規定になっておりますので、それで今回、伊根町の条例の中に技術管理者の資格を町で定めることを盛り込んだものでございます。

具体的には、その技術管理者の資格につきましては、例えば技術仕様に規定します技術士でありますとか環境衛生指導員でありますとか、高等学校を卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した者等がこの資格を取得する該当者になることとなります。これらが環境省令に規定されておる部分を伊根町の条例でそのまま盛り込むという内容となっております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第22号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第25 議案第23号

○議長（宮下愿吾君） 日程第25、議案第23号 伊根町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第23号 伊根町介護保険条例の一部改正についてですが、介護保険法に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料率を定めるものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 議案第23号 伊根町介護保険条例の一部改正について説明（担当課主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 伊根町の中では結構大きな金額が上がったと思うんですが、近隣の市町村についてはどんな状態ですか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 近隣の市町村の状況ですが、まだどこも確定しておるところがありませんので、なかなか確定的な部分をうちのほうもつかんでおりません。ただ、事務レベルで聞かせていただくところでは、5,000円を超える市町村も京都府下ではたくさん出ているというような状況を聞かせていただいております。ただ、具体的な最終の確定値はまだ入手ができておりませんことをご了承いただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 参考資料のほうで見させていただきますと、第5期から標準が10段階に

なるということを聞かせていただいておりますが、この段階というのはそれぞれの市町村で、12段階にするとか、いろいろ変えることができるのかという点が1点と、それから第3段階ですが、これの増加率がほかのところと比べて低いということなんですけれども、これは伊根町ではここが一番多いからそういうふうになっているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 大谷議員のご質問です。

1つ目には、伊根町では10段階とさせていただいておりますが、他の自治体では12段階というところもあるやに聞かせていただいております。国のほうでも、基本的にはこの多段階の階層ごとの基準を示すことは基本的に了とするということでさせていただいております。それを伊根町のほうでは10段階でよかろうという判断をさせていただいて、伊根町では10段階というふうにさせていただいたところでございます。

また、第3段階の部分が、ここだけが増加率が24%ということになっております。新しい第6段階以下はすべて基本的には33%となっておりますが、ここだけ収入区分が新しく第3段階で低い乗率、今までの第3段階は0.75の保険料率で乗じておりましたが、今回見てごらんいただけますように、新しいほうの第3段階は0.7の乗率に改正をさせていただいております。その関係で、ここが24%の増加率にとどまったというところでございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） この介護保険の条例なんですけれども、平成21年度から23年、新しいほうは24年から26年というふうになっておるんですけれども、この2年か3年間かあいているというのはなぜでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 現行の介護保険の介護保険計画が21、22、23の3年間で、次の第5期の計画は24、25、26と介護保険の計画期間が3年ごとになっておりますので、今回新たな次の計画の3年間の部分を想定させていただいておるところでございます。

（「区切りが3年になっているんですか」の声あり）

○住民生活課主幹（上山富夫君） そうです。

（「わかりました」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 参考までにお聞かせ願います。第1段階、第2段階、各段階の対象者数を教えていただけませんか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 伊根町では、現段階での推計ですが、第1段階が11名、第2段階が184名というふうな推計しております。第3段階が229人、第4段階が389人……。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹、どうぞ。

○住民生活課主幹（上山富夫君） すみません、後刻報告させていただくわけにはいきませんでしょうか。すみません、今、ちょっと古いほうの資料を見ておまして。後刻資料を、数字をお示しさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 休憩しますか。すぐわかりますか。暫時休憩をいたします。

休憩 14時25分

再開 14時26分

○議長（宮下愿吾君） 会議を開きます。濱野議員の質問に対して、今、調べに行ってください。そのほかに質疑を受けたいと思いますので、再開をして質疑を受けます。よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんか。上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 申しわけございませんでした。

それでは再度、第1段階から順に数値をお示ししたいと思います。第1段階が11人でございます。第2段階が184人、第3段階が137人、第4段階が92人、第5段階が199人、第6段階が190人、第7段階が124人、第8段階が60人、第9段階が37人、最後第10段階が

8人、以上の数字でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 伊根町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第26 議案第24号

○議長（宮下愿吾君） 日程第26、議案第24号 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第24号 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

単身住宅井室団地の建設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 議案第24号 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 日中の単身住宅もなんですけれども、新たに井室地区にも建設されているんですけれども、ガレージというんですか、外にガレージがありますけれども、それについてのお金をもらっているのもらっていないのか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 駐車場の料金は徴収しておりません。今回の井室団地につきましては、公民館のほうの用地をお借りするということで、教育委員会と協議していております。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） その場合、井室の公民館のほうを借りる場合は、無償で貸してもらえるわけですか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） はい、無償ということでお願いをしているところでございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） この住宅の大体の耐用年数というのは、もしわかったら教えていただきたいんです。耐用年数というか使用できる年数というか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） すみません、これらの耐用年数、旧大蔵省令が国土交通省令の中で改正をされ、減価償却で耐用年数の改正がされておりますので、ちょっと調べてから後ほどご回答させていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 今現在、もうユニットバスを据えたらいいというような段階らしいんですが、ああして3戸連続しておる住宅ですが、今回は中の仕切りを二重張りにしておるようですが、かなり声が聞こえると。大工さんがいわく、そういうような物の言い方されておるので、できれば今後建てるんだったら、ああいう長屋式じゃないほうがええんと違うのかなという気がしておるんですが、そういったものは聞こえておりませんか、話は。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 日出団地を建設した際に、一応防音という形にさせていただいたんですが、床の音が隣の部屋に伝わってくるというような現象でございました。そういうことを含めて、井室団地はもう少し防音のきく形をしておりますけれども、どうしても床の振動音が伝わってきますと、一体の建物でございますので、多少は音が聞こえるというような現象はすべて解消されるということにはならないのかなというふうには思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに、7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 今後建てるのであれば、そうした長屋式じゃないというような方法がいんじゃないかというふうには思います。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） ただいまの和田議員の木造建築の耐用年数ですが、30年となっております。ちなみに鉄筋構造物、RCの場合は45年となっております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 伊根町地域定住化促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第27 議案第25号

○議長（宮下愿吾君） 日程第27、議案第25号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてでございます。

野室本庄浜線のダイヤと路線の一部を変更し、本庄宇治経由で診療所通院の利便性を図ります。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 議案第25号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について説明（担当課主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第25号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第28 議案第26号

○議長（宮下愿吾君） 日程第28、議案第26号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第26号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

平成24年度で消防組合が消防ポンプ車を更新するため、同計画の事業及び事業内容を追加し、町負担分を過疎債発行するための変更でございます。

課長等からの細部説明については省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第26号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたしたいと思っております。15分間休憩をして、3時から再開をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

休憩 14時45分

再開 14時59分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第29 議案第27号

○議長（宮下愿吾君） 日程第29、議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

新井地区内の一部がテレビ混信の解消のため地デジ化工事を行うので、同計画の事業及び事業内容を追加し、町負担分を辺地債発行をするため変更するものでございます。

細部説明につきましては省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） すみません、辺地いうたらどういうところを指すのか。例えば、蒲入でもテレビは映らんのだけれども、これは辺地にならんのか。町の役場まで来るのに一番遠いところなんで完全な辺地やと思うんだけど、そういうときには辺地ではないんだし、どういうところでどういう仕分けされておるのが辺地なのか、ちょっと答弁お願いします。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 蒲入は辺地の地区に含まれておりまして、現行、伊根町は長延・蒲入辺地として辺地の地域に含んでおります。

ただいま泉議員のご指摘にありましたテレビの難視聴対策につきましては、新井地区につきましては、NHK共聴施設が以前ない状態の各戸受信の状態だったものがデジタル化によって影響を受けた。それ以外のNHK共聴が既にあった地区については、NHKが責任を持って実施するという総務省の仕分けといたしますか、考え方の方針の違いでございます。町のほうとしては、NHKの

ほうになるだけ早くということやら情報収集等に努めておるところですが、NHKもかなりたくさん
の箇所を抱えておるようで、なかなか進んでいないという状況を聞かせていただいております
です。

以上のような状況でございます。

○議長（宮下愿吾君） 8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） ちょうど私が区長をさせていただいていたときにデジタルの工事が始まっ
て、もう4年ほどになるんですか、いまだに解消されんという中で、やはり町としてももつともつ
と強く要望していただいて、できるだけそういう電波の障害がないような施策をとっていただき
たいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 今のは要望で、質疑でないようですが。ほかに質疑ございませんか。7番、
三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 新井のこの問題については、何も反対するものでもありません。

今、泉議員が言われましたように、蒲入地区においてのかなりきつい難聴地域でありますし、ま
た本庄地区においてもそういうことが出てきておる状況ですので、伊根町のほうから強くNHKの
ほうに申し込んでいただきたいというふうに思います。

○議長（宮下愿吾君） はい、関連事項としての要望でお受けいたしたいと思います。

ほかに何か議案第27号についての質疑はございませんか。質疑なしの声がありますが、これに
て質疑を終わりたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わ
ります。

これから、議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案
は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第30 議案第28号

○議長（宮下愿吾君） 日程第30、議案第28号 平成23年度伊根地区漁業集落排水（管路）
工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第28号 平成23年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事変更請負
契約の締結についてでございますが、請負残等について追加をするものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願
い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 議案第28号 平成23年度伊根地区漁業集落排水（管路）工
事変更請負契約の締結について説明（担当課主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようでありま
すが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしの声があります。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第28号 平成23年度伊根地区漁業集落排水（管路）工事変更請負契約の締結
についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第31 発議第1号

○議長（宮下愿吾君） 日程第31、発議第1号 伊根町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各党派調整がされている発議であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから、発議第1号 伊根町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第32 発議第3号

～

◎ 日程第33 発議第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第32、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第33、発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についての2議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。佐戸委員長。

○総務委員長（佐戸仁志君） 総務委員会審査報告を申し上げます。

平成23年12月定例会において付託になり、閉会中の継続審査となりました案件は、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について並びに発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についてであります。

結論から申しますと、去る2月9日に当委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、発議第3号並びに発議第4号は修正案が提出され、原案と修正案を一括審査したところ、修正案が賛成多数で可決され、修正議決をした部分を除く部分の原案についても賛成多数で可決することに決しました。

以下、審査の概要について申し上げます。

発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。災害に強い行政機関を構築し、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、職員の住居手当を廃止し、通勤手当のうち5km未満の通勤手当を廃止し、15km以上の通勤手当を従前の10km以上の通勤手当に統一するものであります。

発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についてであります。伊根町に定住するために住宅を借りた場合に、その家賃の一部を補助することにより人口の増加及び定着化を図るために、50歳以下で世帯所得の総額が376万円より少ない方で伊根町へ初めて転入された者、伊根町から転出して5年経過した後に伊根町に転入された者並びに条例施行時においては伊根町在住者全員を対象とし、伊根町内に住所を有して2年以上の者、今後2年以上伊根町内に住所を有することを確約する者に対して、世帯主みずから移住する賃貸住宅の家賃を従前の職員の給与に関する条例の住居手当に準じて補助するものであります。

また、補助期間は最大5年間であり、16歳未満の扶養家族を有する間、消防団員に任命された世帯員を有する間は、5年以上補助金の対象となるものであります。

当委員会では計4回の審議を行い、当委員会における委員構成が、委員長並びに発議者並びに賛成者を除いた委員が1名のみであるということから、活発な質疑が難しく、より一層の慎重審議を行いたいという趣旨から全員協議会の開催を依頼し、全員協議会において質疑を行いました。

また、職員の雇用主である町長や利害関係者である職員組合の執行委員長を当委員会において説明員並びに参考人として招致し、質疑を行いました。町長からは、原案に対して各種法令違反であると疑われる箇所について指摘を受け、職員の処遇に対する議会上程までの経過、今までの取り組み及び町長の意思をお聞かせいただきました。執行委員長からは、職員の処遇に関する今までの執行機関との協議の経過や、議会上程には労使合意が原則であるため、今回の議員発議の方法に疑問を投げられました。

最後に、委員会では和田委員より修正案の提出があり、原案と修正案を一括審査したところ、修正案が賛成多数で可決され、修正議決をした部分を除く部分の原案についても賛成多数で可決することに決しました。

それでは、修正案の提案説明並びに修正内容について述べさせていただきます。別紙修正案をごらんください。

発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正する条例に対する修正案、発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例に対する修正案についてですが、全員協議会における質疑及び吉本町長並びに職員組合執行委員の説明、質疑を通じて修正案が提出されたものであります。

修正内容についてご説明いたします。

発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正する条例に対する修正案については、原案は5km未満の通勤手当を廃止するものでありましたが、修正案は5km未満の職員の通勤手当を従前に戻すものであります。

発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例に対する修正案については、転居及び世帯分離により新たに世帯主になった者を補助対象者として拡充をし、身体障害者福祉法及び同法規則の1級もしくは2級に該当する者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同法施行令の1級もしくは2級の交付を受けている世帯員を有している世帯については、5年以上の補助金を支払い、原案第7条第2項の伊根町会計規則の引用を廃止したものであります。

また、当委員会審査中における少数意見として留保された意見について述べさせていただきます。別紙少数意見報告書をごらんください。

発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正する条例並びに修正案についてですが、職員の処遇については、現在に至るまで、国の人事院勧告に基づき町長部局と職員組合が協議し、労使合意をした後に議会に上程され決定されてきた経過があり、職員の処遇については労使合意が原則であり、本条例の改正については町長部局に属するものであり、議員発議により改正する条例ではない。また、憲法や各種法令の規定に対して個々の法律解釈で違反すると思われるような条例を制定すべきではないという意見がありました。

発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定について並びに修正案についてですが、本条例の目的である人口の増加を図ることについては賛成であるが、定住促進対策と職員の給与条例を一連に考え、町長部局への事前調整もなしに条例発議し、本条例に係る補助金の財源を職員の給与削減額をもって充てる本条例については反対である。予算を伴う発議を上程する場合は、事前に行政部局に対して調整を行うことが必要であるという意見がありました。

以上が当委員会の審査概要であります。本会議におきましても慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論ですが、原案賛成討論、それから次に原案及び修正案の反対討論、それから原案に賛成討論、委員会修正賛成討論の順に行います。そして、交互に発言を許したいと思います。

まず最初に、今申し上げましたように、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。賛成者

の討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となっています発議第3号原案並びに修正案ともに反対の立場で討論に参加をいたします。

全員協議会での質疑でも述べたところなのですが、職員の給与に関する案件は、職員と町長部局で合意の上、議会に提案することが慣例となっています。なぜこういう慣例になっているのかといえば、労働の条件について不満が職員側にあるときに、労働の意欲、能率などが少なからず低下する可能性があるから、使用者としてはできるだけ合意を得た上で議会に提案するということだと私は思っています。

しかし、今回の提案は、議員が単独で給与に関する条例を提案したものであります。このような手法は、町民、伊根町、職員、議会がばらばらになり、まちづくりについて障害となることが心配をされてやみません。

大山崎町の12月議会では、町長提案による住居手当の大幅カットの条例案に対しまして、削減幅が大き過ぎる、賃下げ競争は異常だ、職員のモチベーションが下がるということで、自民党系、共産党などの反対によって、3対8の賛成少数で否決をしています。大山崎町議会の判断は至極当然で、拍手を送りたいと思っているところでございます。

何度も言いますが、私はこの発議について、職員給与に関する問題についての慣例無視、そのことによる弊害を懸念しています。どのような弊害が予想されるのか。その一つは労働意欲の低下であろうかと思えます。公務員だからそのようなことは許されない、そのような職員は必要ないと言われるのですが、公務員も労働者であります。その労働者の勤務環境、条件については、使用者は最大の能力を発揮して労働者に仕事を遂行してもらうために配慮をする必要があります。企業でも行政でも、トップにとってそのことは絶対要件です。今回、この議会の一方的な発議によって、職員の最大能力の発揮が作用しなくなる点が出ることを懸念しています。いわゆるモチベーションの低下であります。もう一つ、こういう労働条件の伊根町に優良な職員が集まるのかという点も、私は大きく気になっている点でございます。

2つ目は、町民のため、まちづくりのために必要であるならば、手当をカットしなくても一般財源から財政出動してもいいのではないのではないかと私は思っています。提出議員も発言されますように、人口流出をとめ、地域生活の活力を増進し、安心・安全なまちづくりを進めるために、また地域経済の活性化にもつながると確信していると述べられています。それだけ効果があるのならば、町の持ち出しがあっても町民に大いに歓迎されることではないかと思っています。職員手当のカットの必要はございません。

3つ目は、この条例、賛成者の皆さんは一言も述べられておられませんけれども、役場に勤めたいなら伊根町に住むべし、住まないのなら手当でペナルティーを課しますよという条例と受けとめておりますが、このことは財源の確保、災害対応のためと言っても、町民はそんなふうには思っていないのではないのでしょうか。

また、町外通勤者で親の介護等があるから伊根に移住することができない、奥さんの勤務の関係で伊根に住めないなどの職員も出てきます。また、看護師、保健師、保育士など技術の職員は外部から求めなければならないことも多くあるでしょう。こういう人の対策は考慮をされていません。条例を実施して、こういう配慮のない庁舎で働く職員、伊根町民にも温かい配慮が、サービスができるんだらうかと疑問に思います。

4つ目は、通勤手当の考え方です。サラリーマンが負担した通勤費を実費として弁償するもの、それが通勤手当の基本的な考え方であろうと思えます。そのために、通勤手当の支給を受けても、その金額が実費弁償相当額なら所得が発生しません。所得税法上、所得がないところに課税はできないので、実費弁償相当額については、現在、当然に非課税とされています。これが一定の通勤手当が非課税とされている理由です。だから、課税されない範囲が実費弁償の相当額だと言いかえられます。現在の伊根町の通勤手当についても、その非課税とされる実費弁償額を超えないような金額となっています。こういうような実費としてもらえる当然の権利としての通勤手当を一方的に削減してよいのか、私は否と考えます。

また、現在の通勤手当は、市町村合併の住民投票以来、中期財政見通しや行革プランにのっとり、議員の給与や特別職の給与とあわせ毎年10%の削減を実施しており、さらなる職員だけの通勤手当のカットは必要なしと考えます。

5つ目に、職員がすべて町内に居住することを半ば強制的に行うことで、東日本大震災の経験を生かし、災害時にできるだけ速やかに対応できるように通勤手当の削減をされると言われていますが、私は、東日本大震災の経験から学ぶことは、一般論として大ざっぱに言いますと、原子力発電が安全だという虚構が完全に崩れたということ、津波に対して今までの想定以上に恐ろしいという認識が強まり、その対策が必要だということ、放射線も含めた防災のあり方であろうと思っています。

東日本大震災は昼間の災害であり、職員はすべて庁舎にいたらうと思いますが、この東日本大震災と速やかに対応できる職員と結びつけるのは、いささか乱暴ではないか。手当のカットなどと震災とを結びつけるのは飛躍に過ぎると思っています。震災を引き合いに出すなら、もっと大きな問題に行き着くはずであります。町民受けのする美辞麗句として震災を使っているにすぎないと私は思います。

以上述べましたことから、本発議第3号は否決することが妥当であります。議員各位の賢明な判断を期待いたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。なしと認めます。

それでは、次に、委員会修正案に対する賛成者の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成者として討論させていただきます。

現在、我が国では、デフレ、円高による不況に加え、東日本大震災をはじめとした各災害からの早期復旧・復興、また福島第一原発事故の早期収束に向けての処理等、国の財政状況も厳しい中、取り組むべき課題は山積し、深刻な現況にあります。

当町におきましても、小規模自治体ゆえ、人口減少、少子高齢化が進行する中、行政の果たすべき役割はますます重要となり、限られた財政資源を有効に活用しながら、多様化する住民ニーズにこたえていかなければなりません。

近年、Uターン、Iターンの方も増加傾向と見られますが、町を離れる方もいらっしゃいます。過疎化が進行し、子供がいなくなり、若者が去って、お年寄りが目立つ地域で住民サービスを充実させ、実現していくためには、処理しなければならない事務を多く抱え、一人で何役もの仕事を抱える職員の方々は大変であると思います。

しかしながら、この不況下にあつて、公務員改革、地域経営改革が叫ばれている中、失業がなく定年まで勤務ができる公務員の方々を見る住民の皆さんの目は、中には厳しいものもあります。住民の方々の公務員の方々の諸手当に関する意見は以前からもよく耳にし、学校統廃合説明会、住民懇談会、議会報告会等でも少なからず耳にしました。住民の声を町政に届け、議論、討論、議会で諮ることは、我々議員の使命であると思っています。

大阪維新の会が地方分権改革に取り組み、世の中をにぎわせていることは、今や地方も国も看過していることはできず、地方自治体の経営改革そのものが注目され、住民起点から法を自主解釈する姿勢も必要であると思っています。

以上の観点から、今日まで議論をし、指摘を受け、修正すべき点を修正したこの発議に対しての私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） 原案及び修正案に反対者の発言を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 発議第3号について反対の立場で討論いたします。

1、職員の自主削減と議員についてです。現在の職員は、自主的に住居手当、通勤手当を10%カットしております。この発議が伊根町にとって重要な提案であれば、職員だけにさらなる給料の一部改正を求めるのではなく、我々議員も削減対象となることが当然だと思いますが、そのような発言、提案、調整もありませんでした。

2、調整不足。町財政が将来的に逼迫するとの推測要因だけで、特定の（町外通勤者）住居手当全廃と通勤手当一部削減は、人事院勧告、近隣地方公共団体の均衡を無視した行いである。町外通

勤者に対する町民感情は十分に酌み取ることができますが、それを条例により強制力を持つには、前記したことを余りにも軽視、無視した行いと考えられます。また、給与の一部改正が、災害に強いまちづくりなる目的というよりも、現在の町外通勤者に負担を強いるだけの内容と誤認の可能性がございます。

したがって、この発議第3号には反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） 次に、委員会修正案賛成者の発言を許します。ありませんか。討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 私は、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場を明らかにして、討論に参加をいたします。

昨年の12月定例会において、発議として3号議案を議員提案として出されました。まずもって提案理由が全くわかりません。何をどうしたいのか。3号については、災害に強い行政機関を構築とあります。通勤手当を減額し、住居手当を廃止することと災害に強い行政機関の構築がどのように関係するのか、全く意味不明であります。とってつけたような理由であります。

また、本条例の改正については、町長部局に属するものであると少数意見の報告書にもあるように、議員発議により改正するものではないと思います。町長も指摘されているとおり、憲法違反、法律違反とも言われております。

また、本年1月24日、全員協議会において、意見調整もすり合わせもする必要がない、発議提案は議員の特権であると言われていたのですが、自信があつての発言であれば、修正も必要ないのではないのでしょうか。全くの筋の通らない発議であります。

討論を終わります。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論ありませんね。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案の委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について起立によって採決をします。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。ありがとうございます。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が委員会の修正案に対して採決をします。

本案の委員会の修正案については、議長は否決と採決をします。

次に、原案について起立によって採決をします。原案に賛成の方は起立を願います。ありがとうございました。

以上のとおり、採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が委員会修正案に対して採決をします。

原案については、議長は否決と採決をします。したがって、本案は原案のとおり否決されました。

これから、発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定についての、まず討論を行います。本件も、討論は、原案賛成討論、原案及び修正案の反対討論、原案賛成討論、委員会修正賛成討論の順に交互に発言を許したいと思います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。賛成者の討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となっております発議第4号原案並びに修正案ともに反対の立場で討論に参加をいたします。

1つは、まちづくりの手法の問題です。伊根町に生まれて役場に就職した方が、また新規学卒者が、なぜ町外に出ていってしまうのか、それなりに事情があるはずでございます。その人なりに悩みながら出ていっていると私は思います。

その悩みに心を寄せて、何が問題か正確に導き出して、議会と職員、町長、住民が一緒になって、そこから対策を打つ、定住対策を丁寧に練っていくべきではないかと私は考えています。それが、市町村合併問題で大きな論争になってから伊根町民みんなが学んだことであろうと思っています。圧力だけでは人はついてこないのではないのでしょうか。軟弱かもしれませぬし、回り道かもしれま

せんが、お互い納得したことを政治に反映していく、そのことを今、伊根町では実践しているのではないかと考えています。

そういうスタンスに立つことなく、一方的に発議を行い、条例をつくるということは、私は否定をいたします。一つ一つの積み上げの上でまちづくりは進んでいくものであって、このようなやり方は納得することができません。

もう一つは、中身の問題です。消防団員についてであります。伊根町民の生命と財産を守る消防団員に対して、同じ活動をしながら、賃貸住宅に住む団員に対して補助が出て、持ち家の団員には補助が出ないというのは理解に苦しみます。崇高な理想のもとに活動する団員に対して、このような差別はするべきではないと考えます。

また、条例をつくるなら、だれから見ても、他町の方から見ても、さすが伊根町さんと言われるような、視察にでも行こうかと思うような方法や中身が必要ではないでしょうか。しかしながら、そうはなっていないと私は思います。

定住促進の条例といっても、その裏にはセットで、町外在住者には住居手当を支給しない、町外から通勤する者には通勤手当を減じてペナルティーを与える。言葉は悪いですが、見せしめ、いじめめな条例案が見え隠れするような本条例には反対するという意見を述べまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、発議4号、伊根町定住促進補助金の支給に対する修正案に、私は賛成者として討論させていただきます。

伊根町第5次総合計画第1編第3章において、8年後の人口推移はこのままの状況で推移していくと1,700人を下回ると予想されています。目標人口2,500人と設定されておりますが、この目標人口を今後維持、達成するためにも、定住促進施策は必要不可欠であります。

定住促進施策対象の直接施策となる本発議は、家賃の一部を補助することによって、若い世代を中心とした人口増加及び定着化を推進し、地域活性化を図るものであります。地域基幹産業の発展による雇用創出やまちおこし等の間接的施策とともに、指摘を受けた点に修正を加えたこの本発議に対して、私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 発議第4号について反対の立場で討論いたします。

1、事前調整不足。議員は条例案を発議することはできるが、予算提案権はありません。予算を伴う議案を議員が提出する場合は、事前に予算提案権のある町に連絡、調整する必要がある。こういったことを無視されております。

今回の発議第4号の目的に理解はできますが、事前調整を無視し発議されたものであり、審議を尽くしましたが、条例として不相当であると考えます。

以上、発議第4号の反対討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） 次に、修正賛成者の発言を許します。ありませんか。討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 昨年12月定例会において、4号議案であります伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金に関する条例の制定についても反対の立場で討論に参加いたします。

3号議案の職員給与に関する条例の一部改正によって定住促進対策の補助金に充てるとありますが、なぜ職員だけなのか。我々議員も身を削ることは思わないのですか。余りにも身勝手な発議については、到底賛成するわけにはいきません。4号議案についても全く筋の通らない発議である。

私は、対案も何もありませんが、発議そのものに反対であり、各議員の常識ある判断をお願いし、討論を終わります。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号 伊根町活き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定に

ついてを採決します。

本案の委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について起立によって採決をします。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。ありがとうございました。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が委員会の修正案に対して採決をします。

本案の委員会の修正案については、議長は否決とします。したがって、委員会の修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決をします。原案に賛成の方は起立願います。ありがとうございました。

以上のとおり、採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が委員会の修正案に対して採決をします。

原案については、議長は否決と採決をします。したがって、本案原案は否決とされました。

◎ 散 会

○議長（宮下愿吾君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をいたします。

3月12日午前9時30分から全員協議会を開き、24年度予算の詳細説明を受けたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

ご苦労さんでした。

散会 15時49分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員